

宮城県造形教育作品展

開催要項

1 趣旨

県内の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の学習活動の中で、
幼児は「感じたこと」や「考えたこと」が、
児童は「表したいこと」が、
生徒は「**主題**」が、十分に表現された完成作品を一堂に展示、発表することで、県民の造形教育への理解を深め、本県の造形教育活動のさらなる充実と振興を図る。

2 主催

宮城県連合小学校教育研究会 図画工作部会 宮城県連合中学校教育研究会 美術部会
宮城県国公立幼稚園協議会 宮城県私立幼稚園連合会 宮城県特別支援学校長会
宮城県特別支援学級設置学校長協議会 宮城県連合小学校教育研究会 特別支援教育部会
宮城県連合中学校教育研究会 特別支援教育部会

3 共催

宮城県教育委員会

4 期日

令和5年11月25日(土)～11月29日(水)
25日(土)～28日(火) 9:30～18:00, 最終日: 29日(水) 15時終了

5 会場

せんだいメディアテーク (ギャラリー3300)
仙台市青葉区春日町2-1 電話022-713-3171

6 応募資格

宮城県内の幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校、及び中等教育学校の前期課程**、並びに特別支援学校に在園、在学する幼児・児童・生徒とする。

7 出品点数

(1)幼稚園 1園 1点 (2)小学校 1校 3点以内 (3)中学校 1校 3点以内

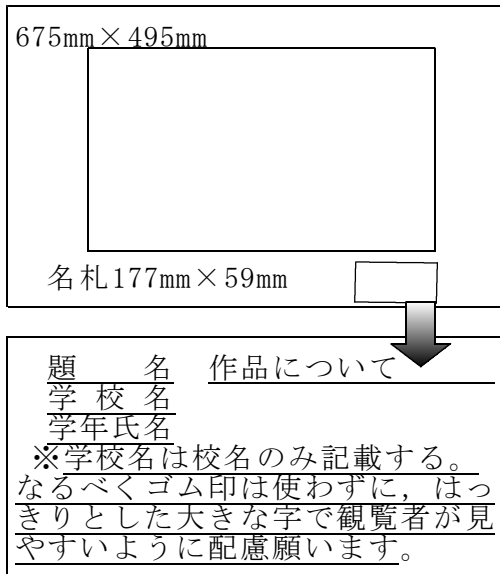
※ 新学習指導要領の考え方にに基づき、生徒の作品を最初に正当に評価できるのは、制作の様子を見てきた教科担任であると考え、この考え方に則り、地区審査は**本作品展の趣旨と「8 作品について」の規定を満たすものかどうかの視点**で審査をする。
※ 各地区の割当数を満たせるように、各地区の状況等に合わせて審査や各校の出品数の割り振りを行う。

※ 子供たちのため原則として1校1点は出品したい。ただし、各地区の状況に配慮する。
※ 小・中学校の作品は、同一学年に偏らないように配慮すること。1校3点の場合、すべてを同学年の作品とはしないこと。

8 作品について

- (1)平面作品(絵画、デザイン等)を主とするが、パネルに展示できる範囲で多少厚みのある作品も可。しかし、コラーージュで物を貼るなどして自他作品の破損が予想されるもの、鉛筆、パステル、絵の具等の描画材が定着しておらず他の作品を汚したり傷つける恐れがあるもの、重ねて搬送できないものは不可とする。
- (2)各園、各学校の年間指導計画に基づいて、授業時間につくられた作品であること。
- (3)規定の台紙及び名札を使用すること。
- (4)作品の大きさは四ツ切までとするが、それより小さい場合は、四ツ切大の色つき台紙を用いるなどの工夫をすること。不定形な作品も四ツ切の範囲内で台紙に美的に貼ること。また、作品の規定とする四ツ切の枠を超えた県展台紙への表現は認めない。
- (5)台紙に貼る際は、作品の上下に十分注意し、展示中に台紙からはがれないように貼ること。また、台紙1枚に対して、生徒1名分の作品とすること。
- (6)模写をねらいとした作品や、アイデアスケッチ段階の作品、明らかに既存の作品(キャラクター等を含む)が描かれている作品は、本作品展の趣旨に合わないものであるため注意

する。(例：横写は鑑賞の能力を高め、技法を学ぶ学習活動。)
(7)小・中学校の立体作品展示は行わない。



《台紙・名札の規定》

- ◎ 台紙は白ボール紙(675mm×495mm)
- ◎ 名札(177mm×59mm)の書き方
 - ・「学校名」は校名(園名)のみ
(例) 仙台市立秋保中学校
 - ・「学年」は算用数字
 - ・「作品について」は作者が『どんな気持ちでつくったのか』『どんなことを表そうとしたのか(主題)』などの子供の思いやねらいをしっかりと記入すること。(指導者の講評ではない) **鑑賞や審査の参考にします。**
 - ・「氏名」は、幼稚園や小学校の低学年において「かな」だけで書いた場合は鉛筆等で小さく正式な書き方を示しておくこと。
 - ・読みの難しい漢字書きの氏名には、「ふりがな」をつけること。
 - ・「立体作品」は名札が外れないようにすること。
 - ・名札は所定の大きさ、色、内容であれば自作可。

9 出品先と出品締切り日 各地区図工・美術研究会の計画による。

※各地区、校種の事務局は出品名簿(Excel形式・県造連HPより)をまとめ、10月6日(金)までに校種毎指定の担当者にE-mailで提出すること。

10 審査と表彰

(1)地区審査

「7 出品点数」の※に記載した通り、各校の教科担当の指導と評価を尊重し、地区審査は、趣旨と「8 作品について」の規定を満たしているかどうかの審査を行う。中央への出品点数は厳守すること(幼稚園及び小学校は、全出品作品を入選とし特選は設けない。)

(2)中央審査(中学校のみ)

中学生の発達段階を考えた場合、将来の夢に対する目標設定の機会が必要であると考えられる。また、客観的・相対的にその努力や工夫を認められる機会は今後の制作に対する意欲付けや自信になると考えられる。このような理由から、作品を客観的、相対的、かつ公平に審査し、優秀な作品に対しては、「特選」を授与する。審査は県内全ての地区から審査員を選出し、主催者が委嘱して行う。その際の評価の基準・選考は以下のとおりとする。

○**主題のイメージを形や色彩を効果的に使い、描画材を工夫しながら表現している完成作品に対し、審査員からの得票が多かったものから特選を決定していく。**

(3)表彰

- ① 幼稚園、小学校及び特別支援学校においては、全展示作品を「入選」とし、全員に賞状を授与する。
- ② 中学校においては、「特選」及び「入選」の2つの賞を設け、特選は60点以内とし、特選を除く全作品を入選とする。全員に「特選」及び「入選」の賞状を授与する。

11 作品の搬入、展示、撤去等

- (1)作品搬入・展示 11月24日(金) せんだいメディアテーク(ギャラリー3300) 13:30~16:45
- (2)作品撤去・搬出 11月29日(水) せんだいメディアテーク(ギャラリー3300) 15:00~16:45
※施設の駐車場が満車の場合は、周辺駐車場の利用となるので、注意すること。
- (3)中学校の作品中央審査 10月13日(金) 13:30~ 会場:仙台市教育センター
各地区の作品を集約し、各地区幹事が審査を行う。
- (4)平成30年度より出品者名簿は来場者に配布していない。(個人情報保護のため)

県立特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級児童生徒の出品作品の取扱いは、各地区の特別支援教育部会が担当する。

12 Web展示会の開催について

新型コロナウイルスについて、県内の感染状況からメディアテークでの開催が困難となった場合や、多数の鑑賞者が集まることを避けた方がよいと判断される場合はWeb展示会として行う。